



ねんきん

年 金 広 場

国民年金保険料の追納について

国民年金保険料の免除、学生納付特例、若年者納付猶予を受けていた方は、保険料を全額納付した場合に比べ、将来の年金額が少なくなります。この期間が10年以内であれば、後から保険料を納め、年金を少しでも満額に近づけることができる追納制度をご利用できます。

追納の申し出は氷上保健センターまたは本庁・各支所市民福祉係窓口へ年金手帳、印鑑をご持参の上、お越しください。

☆納期限後2年を過ぎた払い忘れの国民年金保険料(10年以内の保険料)を後から納めることができる「後納制度」が、10月から3年の期限で開始されます。該当者には日本年金機構から順次お知らせが届きます。※申込は西宮年金事務所まで。

問国民年金保険料専用ダイヤル ☎ 0570 - 011 - 050
西宮年金事務所 ☎ 0798 - 33 - 2941

平成 24 年度中の追納額

免除等の 年度	追納月額（円）			
	全額免除 学生納付特例 若年者納付猶予	3/4 免除	半額免除	1/4 免除
H 14	14,940	—	7,470	—
H 15	14,720	—	7,360	—
H 16	14,510	—	7,260	—
H 17	14,560	—	7,280	—
H 18	14,610	3,650	7,300	10,950
H 19	14,640	3,650	7,320	10,970
H 20	14,760	3,690	7,370	11,070
H 21	14,840	3,700	7,420	11,120
H 22	15,100	3,770	7,550	11,320
H 23	15,020	3,750	7,510	11,260

※平成14年度分～平成21年度分は経過期間に応じた加算金が当時の保険料に上乗せされています。

●次回の出張年金相談

次回相談日：11月16日（金）氷上保健センター
予約期間：10月1日（月）～11月9日（金）
予約先：西宮年金事務所 ☎ 0798 - 33 - 2944

10月には土地関係施策についての理解を深める「土地月間」です

～国土利用計画法に基づく届出制度について～

次の面積の土地取引をした場合は、国土利用計画法に基づき、契約を締結した日から起算して2週間以内に、市を経由して知事に届出なければなりません。

■届出が必要な面積 5,000 m²以上

～公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）に基づく土地の先買い制度について～

土地の先買い制度とは、県や市が都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地を、計

画的に取得する制度のことです。次の面積の土地を譲渡しようとする場合には、土地を譲渡しようとする日の3週間前までに、市に届出なければなりません。また、地方公共団体などに土地の買取りを希望する場合には、その旨を申し出ることができます。

■届出が必要な面積 10,000 m²以上

■申出ができる面積 200 m²以上

問都市住宅課（春日庁舎内） ☎ 74 - 2364



10月1日から
障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

が施行されます

○障害者虐待防止法とは…

虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律

○対象となる障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人、心身の障害や社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人※障害者手帳を取得していない場合も含めます。



○こんなことが虐待です

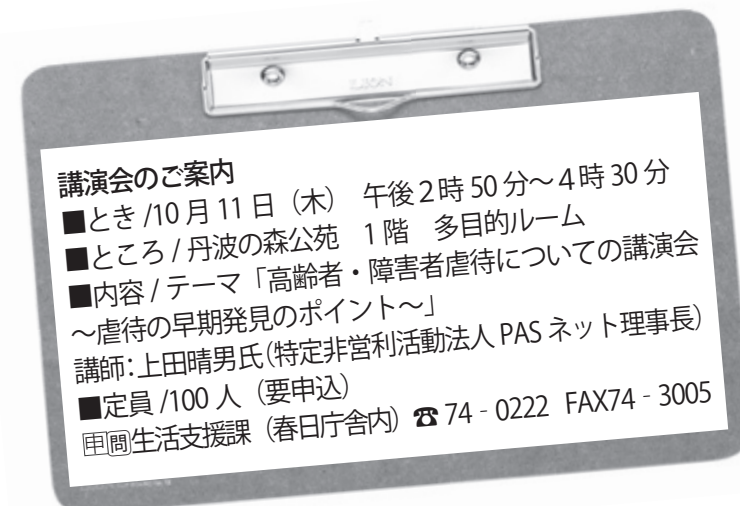
種類	内容	たとえば…
①身体的虐待	障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること	平手打ちをする、殴る、蹴る、つねる、縛りつける、閉じ込める、不要な薬を飲ませる など
②性的虐待	障害者に無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること	性交、性器への接触、裸にする、キスをする、障害者にわいせつな話をする・映像をみせる など
③心理的虐待	障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子どもあつかいする、無視する など
④放棄・放任（ネグレクト）	食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること	十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせない など
⑤経済的虐待	本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと	年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う、日常生活に必要な金銭を与えない など

○虐待の種類

①養護者による障害者虐待	障害者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人による虐待のこと
②障害者福祉施設従事者による障害者虐待	障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待のこと
③使用者による障害者虐待	障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待のこと

○虐待かもしれない・・・と思ったら

家庭や、施設、勤務先などで、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに通報することが義務づけられています。通報は匿名でもかまいません。通報した人の秘密は守られ、誤報だとしても、罰せられることはありません。



○障害者虐待の通報・届出・相談

丹波市障害者虐待防止センター（春日庁舎 / 生活支援課内） ☎ 74 - 0222 FAX74 - 3005
メール shien@city.tamba.hyogo.jp

障害者虐待防止法は、すべての人に関係する法律です。一人ひとりが虐待の芽に気づき、迷わずに連絡・通報することが大切です。

